

会社法第782条第1項に定める事前開示書類（変更）  
（吸収分割に係る事前開示事項）

2022年8月5日

菊水電子工業株式会社

2022年8月5日

会社法第782条第1項に定める事前開示書類（変更）  
（吸収分割に係る事前開示事項）

神奈川県横浜市都筑区東山田一丁目1番3号  
菊水電子工業株式会社  
代表取締役社長 小林一夫

菊水電子工業株式会社（以下「当社」といいます）は、2022年5月13日付で菊水エムズ株式会社（以下「承継会社」といいます）との間で、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社として、当社の電気機械器具、医用機械器具、精密機械器具、合成樹脂加工品、化学製品、各種金属工業製品、及びソフトウェアの製造事業並びに当該事業に関連する輸出入事業に係る資産、負債、その他の権利義務を、効力発生日を2022年10月1日として、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行う旨の吸収分割契約を締結しました。

本吸収分割を行うに際して、2022年6月14日から「会社法第782条第1項に定める事前開示書類(吸収分割に係る事前開示事項)」（以下「本事前備置書類」といいます。）を備置しておりますが、当社の2022年6月29日付の取締役会の決議により、当社の最終事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)に係る計算書類等の内容が承認されたことに伴い、本事前備置書類の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書類を本事前備置書類と一体のものとして追加して備え置きます。下記書類における用語は、本事前備置書類において定義した各用語と同一の意義を有するものとします。なお、変更箇所は下線で示しております。

【変更後】

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第5号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社について

① 当社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の

部の合計金額はそれぞれ12,993,367円及び2,493,468千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

- ② 本吸収分割により当社が吸収分割承継会社に対して承継させる資産及び負債の状況、2022年3月31日現在から現在に至るまでの当社の資産及び負債の状況並びに本吸収分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本吸収分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ③ その他、当社の本吸収分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておられません。
- ④ 以上から、当社は、本吸収分割の効力発生日以後の当社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

## (2) 吸収分割承継会社について

- ① 承継会社の2022年4月1日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ100百万円及び0円です。
- ② 本吸収分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の状況、2022年4月1日から現在に至るまでの承継会社の資産及び負債の状況並びに本吸収分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本吸収分割の効力発生日における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ③ その他、承継会社の本吸収分割後の事業活動において予想される承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、本吸収分割により当社が承継会社に承継させる債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておられません。
- ④ 以上から、当社は、本吸収分割の効力発生日以後において、本吸収分割により当社が承継会社に承継させる債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

以上